

「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」項目整理（前期計画との比較）

			計画策定指針のポイント
名称	大分県次世代育成支援行動計画（前期） 「おおいた子ども・子育て応援プラン」	大分県次世代育成支援行動計画（後期） 「新おおいた子ども・子育て応援プラン～子育て満足度日本一の大分県づくり～」	
計画の位置付	・次世代育成支援対策推進法(第9条、以下「法※」)に定める地方公共団体行動計画 ・大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の部門計画のひとつ	・次世代育成支援対策推進法(第9条)に定める地方公共団体行動計画 ・大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の部門計画のひとつ ・「中期行財政運営ビジョン」と一体性を持った推進計画	※法については、平成17年度から10年間の時限立法
計画期間	平成17年度～平成21年度（5年間）	平成22年度～平成26年度（5年間）	法9
現状分析	○少子化の現状分析（次世代育成支援の必要性） 1 少子化の現状と将来の見通し 2 少子化の要因とその背景 3 大分県における特徴 4 少子化がもたらす影響 5 今こそ次世代育成支援のとき	○少子化の現状及び次世代育成支援の必要性 1 少子化の現状と将来の見通し 2 少子化の主な要因とその背景 3 <u>社会環境の変化</u> 4 <u>子どもの育ちと子育ての現状</u> 5 <u>次世代育成支援の必要性</u> ※前期行動計画の評価を踏まえる	※前期行動計画の評価 ・前期計画策定時から現時点までの地域の社会環境の変化 ・数値目標の達成度
計画における基本的な考え方	○基本理念 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進する。	○基本理念 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進する。	法3
	○基本的な視点 ①子どもの視点 ②次代の親づくりという視点 ③サービス利用者の視点 ④社会全体による支援の視点 ⑤すべての子どもと家庭への支援の視点 ⑥地域における社会資源の効率的な活用の視点 ⑦サービスの質の視点 ⑧地域特性の視点	○基本的な視点 ①子どもの視点 ②次代の親づくりという視点 ③サービス利用者の視点 ④社会全体による支援の視点 ⑤すべての子どもと家庭への支援の視点 ⑥地域における社会資源の効率的な活用の視点 ⑦サービスの質の視点 ⑧地域特性の視点 ⑨仕事と生活の調和の実現の視点	(国)行動計画策定指針に定める、計画策定にあたっての基本的な視点
	○基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現 2 安心して子どもを産み育てられる社会の実現	○めざす姿 子どもの笑顔をはぐくみ、未来を拓く大分県  ○基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現 2 安心して子どもを産み育てられる社会の実現	
計画実施における役割分担	1 家庭や地域、学校、企業等の役割 2 県の役割（①集中的・計画的な推進 ②市町村との連携 ③国との連携 ④県民参加と情報公開）	1 家庭や地域、学校、企業等の役割 2 県の役割（①集中的・計画的な推進 ②市町村との連携 ③国との連携 ④県民参加と情報公開）	(国)行動計画策定指針 …対策推進に当たっての関係者の連携・協働
施策の体系	1 子どもの成長と子育てを支える意識づくり 2 地域における子育ての支援 (地域における子育ての支援) 3 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 (要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進) 4 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり (母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進) 5 子ども生きる力をはぐくむ教育環境づくり (子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備) 6 子育ても仕事もしやすい環境づくり (職業生活と家庭生活との両立の推進等) 7 子どもにとって安心・安全なまちづくり (子育てを支援する生活環境の整備)、(子ども等の安全の確保)	1 子どもの成長と子育てを支える意識づくり 2 <b>地域における子育ての支援</b> 3 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 4 <b>子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり</b> 5 子ども生きる力をはぐくむ教育環境づくり 6 <b>子育ても仕事もしやすい環境づくり</b> 7 子どもにとって安心・安全なまちづくり	下段( )内は(国)行動計画策定指針に定める施策・事業の体系を記載
計画の評価方法	○個別事業ごとの評価…… 数値目標(40項目)	○施策レベルごとの評価…… 1 地域における子育ての支援 2 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり 3 子育ても仕事もしやすい環境づくり  ○個別事業ごとの評価…… 数値目標(前期計画の数値目標の結果を踏まえ検討)	(国)行動計画策定指針に定める「利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入等」を反映

大分県次世代育成支援後期行動計画  
「新おおいた子ども・子育て応援プラン（仮称）」骨子（素案）

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

- ① 次世代育成支援対策推進法(第9条)に定める地方公共団体行動計画
- ② 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の部門計画のひとつ
- ③ 「中期行財政運営ビジョン」と一体性を持った推進計画

3 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

第2章 現状の分析

1 前期計画の実施状況、成果と課題

2 少子化の現状及び次世代育成支援の必要性

- ① 少子化の現状と将来の見通し
- ② 少子化の主な要因とその背景
- ③ 社会環境の変化
- ④ 子どもの育ちと子育ての現状
- ⑤ 次世代育成支援の必要性

第3章 計画における基本的な考え方

1 計画の基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進する。

2 基本的な視点

計画策定にあたっては、次に掲げる基本的な視点を踏まえる。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効率的な活用の視点
- ⑦ サービスの質の視点
- ⑧ 地域特性の視点
- ⑨ 仕事と生活の調和の実現の視点

### 3 めざす姿

「子どもの笑顔をはぐくみ、未来を拓く大分県」

### 4 基本目標

- ① 子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現
- ② 安心して子どもを産み育てられる社会の実現

## 第4章 施策の体系

(第3章の計画の基本的な考え方及び「各論」で記述する各施策の体系を図を示す)

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 家庭や地域、学校、企業等の役割

### 2 県の役割

- ① 集中的・計画的な推進
- ② 市町村との連携
- ③ 国との連携
- ④ 県民参加と情報公開

## 第6章 計画の評価について

### 1 施策レベルごとの評価

- ① 地域における子育ての支援
- ② 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
- ③ 子育ても仕事もしやすい環境づくり

### 2 個別事業ごとの評価

## 各 論

第1章は大分県の独自項目。第2章以降は行動計画策定指針で示された項目。  
各章の表記は分かりやすい表現に変えている。(かっこ内は国の策定指針の表現)

### 第1章 子どもの成長と子育てを支える意識づくり

- 1 社会全体の意識づくり
- 2 子どもの人権を尊重する意識づくり
- 3 男女共同参画に関する意識づくり

### 第2章 地域における子育ての支援 (地域における子育ての支援)

- 1 子育て支援サービスの充実等
  - ① 子育て支援サービスの充実等
  - ② 人材の確保・養成及び質の向上
- 2 保育サービスの充実等
  - ① 必要な保育サービスの確保
  - ② 多様な保育サービスの充実
  - ③ 人材の確保・養成及び質の向上
- 3 子育て支援のネットワークづくり
  - ① 地域の子育て支援拠点等への支援
  - ② NPOや関係団体等との連携・協働
  - ③ 子育て支援サービス情報等の提供
- 4 子どもの健全育成
  - (1) ふれあい交流の推進
    - ① 子どもの健全な居場所づくり
    - ② さまざまな健全育成活動の推進
  - (2) 少年の非行防止
    - ① 関係者に対する啓発
    - ② 有害環境の浄化
    - ③ 少年に対する指導と支援
  - (3) いじめや不登校・ひきこもりへの対応

### 第3章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 (要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進)

- 1 児童虐待に対する取組の強化
  - ① 児童相談所の体制の強化
  - ② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
  - ③ 児童虐待における事例検証
- 2 家庭にかわる養育の場の充実
  - ① 家庭的養護の推進
  - ② 施設機能の見直し
  - ③ 家庭支援機能等の強化
  - ④ 自立支援策の強化
  - ⑤ 人材確保のための仕組みの強化
  - ⑥ 子どもの権利擁護の強化
- 3 ひとり親家庭の自立支援

#### 4 障がい児への支援

- ① 交流とふれあいの推進
- ② 早期発見・早期療育の推進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 福祉サービスの充実
- ⑤ 発達障がい児への支援
- ⑥ 特別支援教育の推進

### 第4章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり (母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進)

#### 1 子どもや母親の健康づくり

- ① 安全・快適な妊娠・出産の確保
- ② 育児不安の軽減
- ③ 子どもの健やかな発達

#### 2 思春期の健康づくり

- ① 思春期特有の悩みの軽減への支援
- ② 健康教育等の推進
- ③ 学校保健における指導の充実
- ④ 喫煙・薬物乱用の防止

#### 3 親になるための健康づくり

- ① セルフケア能力の獲得支援
- ② ライフプランニングを支援する情報提供

#### 4 子どもの病気への支援

- ① 小児救急医療体制の整備
- ② 早期治療の促進等

#### 5 不妊に悩む人への支援

#### 6 食育の推進

- ① 食を通じた家族のふれあい
- ② 望ましい食習慣の定着
- ③ 地域の食文化の継承

### 第5章 子どもの生きる力をはぐくむ教育環境づくり (子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備)

#### 1 次代の親づくり

#### 2 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり

##### (1) 確かな学力の向上

##### (2) 豊かな心の育成

- ① 道徳教育の充実
- ② 福祉のこころの醸成
- ③ 文化芸術活動の充実
- ④ 読書活動の充実

##### (3) 健やかな体の育成

##### (4) 幼児教育の充実

##### (5) 信頼される学校づくり

- ① 開かれた学校づくりの推進
- ② 豊かな教育環境づくりの推進
- ③ 安全・安心な学校づくりの推進
- ④ 学校の施設・設備の整備

### 3 家庭や地域の教育力の向上

#### (1) 家庭の教育力の向上

- ① 家庭教育に関する学習機会等の充実
- ② 家庭への支援体制の充実

#### (2) 地域の教育力の向上

- ① 子どもの文化活動等の支援
- ② 自然体験活動の推進
- ③ 社会体験活動等の推進
- ④ 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

## 第6章 子育ても仕事もしやすい環境づくり（職業生活と家庭生活との両立の推進等）

### 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ① 仕事と生活の調和の実現に向けた機運の醸成
- ② 仕事と生活の調和や両立支援の取組に関する情報の収集と提供
- ③ 男性の育児参加の促進
- ④ 若年者や女性の就労支援

### 2 仕事と子育てを両立するための基盤整備

- ① 必要な保育サービスの確保（再掲）
- ② 多様な保育サービスの充実（再掲）

## 第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり（子育てを支援する生活環境の整備）（子ども等の安全の確保）

### 1 子育てしやすい住環境づくり

- ① 良質な住宅の確保
- ② 良好な居住環境の確保

### 2 安心して外出できる環境づくり

- ① 子育てバリアフリー化の推進
- ② 安全な遊び場の整備

### 3 子どもの安全を守るまちづくり

#### (1) 子どもを交通事故から守る取組

- ① 安全な道路交通環境の整備
- ② 交通安全活動の推進

#### (2) 子どもを犯罪から守る取組

- ① 犯罪被害の未然防止
- ② 犯罪被害に遭った子どもへの支援

参考

次世代育成支援行動計画策定指針「都道府県行動計画に盛り込むべき事項」

(下線：今回の改正部分)

- (1) 地域における子育ての支援
  - ア 地域における子育て支援サービスの充実
  - イ 保育サービスの充実
  - ウ 子育て支援のネットワークづくり
  - エ 児童の健全育成
  
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
  - ア 子どもや母親の健康の確保
  - イ 「食育」の推進
  - ウ 思春期保健対策の充実
  - エ 小児医療の充実
  - オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進
  - カ 不妊治療対策の充実
  
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
  - ア 次代の親の育成
  - イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校環境等の整備
    - (ア) 確かな学力の向上
    - (イ) 豊かな心の育成
    - (ウ) 健やかな体の育成
    - (エ) 信頼される学校づくり
    - (オ) 幼児教育の充実
  - ウ 家庭や地域の教育力の向上
    - (ア) 家庭教育への支援の充実
    - (イ) 地域の教育力の向上
  - エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
  
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
  - ア 良質な住宅の確保
  - イ 良好な居住環境の確保
  - ウ 安全な道路交通環境の整備
  - エ 安心して外出できる環境の整備
    - (ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化
    - (イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
    - (ウ) 子育て世帯への情報提供
  - オ 安全・安心なまちづくりの推進

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

(イ) 次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に対する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

(ウ) 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の状況の収集提供等

(エ) 研修やコンサルタント・アドバイザー等

(オ) 認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(6) 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(ア) 交通安全教育の推進

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

(ウ) 自転車の安全利用の推進

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施

(ウ) 学校付近や通学路等における安全対策の推進やスクールサポーター制度の導入

(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

(オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

(ア) 児童相談所の体制の強化

(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

イ 社会的養護体制の充実

(ア) 家庭的養護の推進

(イ) 施設機能の見直し

(ウ) 家庭支援機能等の強化

(エ) 自立支援策の強化

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

(カ) 子どもの権利擁護の強化

ウ 母子家庭等の自立支援の推進

エ 障がい児施策の充実

## 「大分県次世代育成支援後期行動計画」策定のためのニーズ調査について

### 1 調査の概要

- (1) **実施時期**  
平成20年9月～平成21年2月の間
- (2) **実施主体**  
市町村（姫島村を除く17市町で実施）
- (3) **調査方法**  
アンケート調査により、子育て家庭のニーズを把握
- (4) **調査内容**  
家族類型、地域との関わり、サービス利用状況、サービス利用希望、子育てに関する意識等について、次頁「(参考) 主な調査項目」をベースに市町村ごとに調査項目を設定。
- (5) **調査対象**  
就学前児童（0～5歳）のいる家庭及び就学児童（小学1年生～6年生）のいる家庭を無作為抽出
- (6) **回収状況**  
調査票発送数 約36,500 回答数 約22,400（回収率 61.4%）

### 2 調査を踏まえた目標設定について

- (1) **個別事業ごとの評価**  
市町村単位で家庭類型（専業主婦、共働き、ひとり親等）ごとに、子育て支援サービスの利用にかかる潜在ニーズ量を把握し、以下の個別事業について目標事業量を設定する。

個別事業項目名（全国共通）	目標単位
① 通常保育事業	人
② 特定保育事業	か所
③ 延長保育事業	か所
④ 夜間保育事業	か所
⑤ トワイライトステイ事業	か所
⑥ 休日保育事業	か所、人
⑦ 病児・病後児保育事業	か所、日数
⑧ 放課後児童健全育成事業	か所、人
⑨ 地域子育て支援拠点事業	か所
⑩ 一時預かり事業	か所、日数
⑪ ショートステイ事業	か所
⑫ ファミリーサポートセンター事業	か所

### (2) 施策レベルごとの評価

ニーズ調査の結果を基に、利用者の視点に立った評価指標として、各個別事業を束ねた施策レベルの進捗状況を把握する以下のような評価指標を設定する。

#### 基本施策2 地域における子育ての支援

- 例
- ① ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合
  - ② 子育てについて、気軽に相談できる人がいる割合
  - ③ 希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合
  - ④ 子どもを育てていて良かったと感じる人の割合
  - ⑤ 利用したい子育て支援サービスが整備されていると感じる人の割合
  - ⑥ 子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる人の割合

#### 基本施策4 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

- 例
- ① 妊娠・出産の経過における満足度
  - ② 乳幼児の健康診査に満足している者の割合
  - ③ かかりつけ医を持つ親の割合
  - ④ 子どもの平日の起床・就寝時間
  - ⑤ 子どもと一緒に朝食・夕食を食べている親の割合
  - ⑥ 母親の喫煙率
  - ⑦ 妊娠時、定期的に検診を受けた（受けている）人の割合
  - ⑧ 乳幼児検診を受けた（受けている）人の割合

#### 基本施策6 子育ても仕事もしやすい環境づくり

- 例
- ① 「仕事と生活の調和」や「ワーク・ライフ・バランス」の認知度
  - ② 急な残業や休日出勤にも対応できる保育サービスの充実度
  - ③ 企業内の両立支援策の周知度・利用しやすさ
  - ④ 配偶者の家事・育児分担に対する満足度
  - ⑤ 子育てにおける父親の関わり度

(参考) 主な調査項目

1 基本属性	(1)	子どもの人数
	(2)	末子の年齢
2 家庭類型作成のための項目	(3)	調査対象となる子の年齢
	(4)	父親の就労状況：就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(5)	母親の就労状況：就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(6)	祖父母の同居・近居状況
	(7)	日頃、子どもを預かってもらえる人の有無 (祖父母、友人、知人等)
3 サービス利用率算出のための項目	(8)	対象となる子の現在の各サービス利用の有無 (個別サービスの利用状況)
	(9)	対象となる子についての育児休業の取得状況 (父親・母親)
4 サービス利用者の利用量算出のための項目	(10)	① 保育サービスの利用時間・利用頻度 ② 育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、 育児休業明けの保育サービスの利用状況
	(11)	① 保育以外のサービスの利用頻度等 ② 保育以外のサービスの利用目的等
5 サービス未利用者の利用希望率算出のための項目	(12)	(未利用者の) サービスを利用していない理由
	(13)	(未利用者の) サービスの利用希望
	(14)	現在利用していないが保育サービスを希望する理由
6 家庭類型の変更希望に関する項目	(15)	(母親が働いていない場合) 就労希望の有無(すぐ 又は将来的に)
	(16)	(母親が働いていないが就労希望がある場合) 現在働いていない理由
	(17)	祖父母や知人・友人の支援を得ていることに関する意識
7 サービス利用者の希望サービス量算出のための項目	(18)	① 保育の希望利用時間・利用頻度 ② 希望する育児休業取得時間、復帰時の子どもの月齢、 育児休業明けの保育サービスの利用希望、 復帰時に希望するサービスを利用できなかった人の対応方法
8 アウトカム評価のための項目	(19)	① 子育ての不安感、負担感 ② 保育サービスの利便性 ③ 子育てが地域の人に支えられていると感じる割合 ④ 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合